



やまとたかだ

2021.12.1発行

やさしさと笑顔がつくるささえあい

社協だより

あの人からの思いやりを多くの人への思いやりに

大和高田市社会福祉協議会では、様々な情報をご覧いただける
ホームページを開設しております。



大和高田市社会福祉協議会

検索

お困りごとはありませんか？高齢者の困りごとをお手伝いします！

住民同士のお互いの助け合い（互助）を基本に、地域にお住まいの高齢者を対象に、生活・介護支援
サポーターがお手伝いをします。

◆生活・介護支援サポーターとは？

大和高田市の生活・介護支援サポーター養成講座を修了したボランティアです。

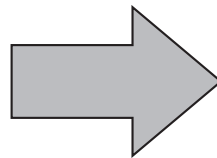
◆どんな支援をしてもらえるの？

支援できることは、話相手（傾聴）、掃除、ゴミ捨て、買い物、電球の交換、草引き、植木の水やり、
衣類のボタンつけなど生活のなかでのちょっとしたお困りごとなどです。お気軽にご相談くださいね。

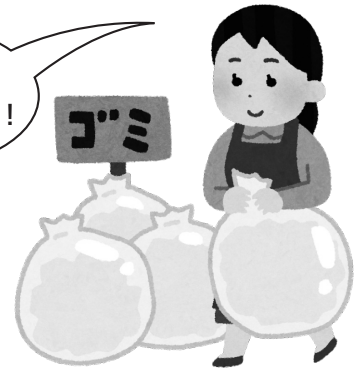
（例）ゴミ出しが出来ず困った場合



腰が痛くて、
ゴミを家から
出すことができない…。



ゴミ捨てを
お手伝いします！



※お困りごとの相談はこちらまで

菅原・浮孔・浮孔西校区の方	・・・・・・・・	天満在宅介護支援センター	☎23-1161
陵西・磐園校区の方	・・・・・・・・	在宅介護支援センター慈光園	☎52-5001
土庫・片塩・高田校区の方	・・・・・・・・	ふれあい在宅介護支援センター	☎53-5499

善 意 銀 行

皆さまからのあたたかい善意、
誠にありがとうございました

金銭預託

ボランティア茜 様
老人クラブ 出永寿会 様

♡あなたのやさしさを善意の窓口へ♡

皆さまからお預かりした預託金（ご寄付）は、
大和高田市の社会福祉向上のために活用させて
いただきます。

市民の皆さまのあたたかいご支援とご協力を
よろしくお願いいたします。

◎善意銀行受付窓口◎

大和高田市社会福祉協議会 ☎23-5426

社会福祉協議会では、下記の事業を実施しています。お気軽にご相談ください。

■ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方に向け、どんな生活を送れるようになりたいか目標を伺い、ケアプランを作成し、安心して介護サービスを利用できるようにご支援致します。また、要支援1または2と認定された方、事業対象者の方は地域包括支援センターに連絡します。

◆お問い合わせ先 介護支援事業課 ☎23-2294

■日常生活自立支援事業

福祉サービス（介護等）の利用や、普段のお金の扱いについて、相談できる人がおらず不安を抱えている方に対して、助言や相談を通して安心して生活が出来るようにお手伝いを行う事業です。

○対象者（下記のすべてに当てはまる方）

- ・知的障害のある方、精神障害のある方などで判断能力が不十分な状態の方
- ・事業の利用内容及び、契約を結ぶ事、利用料が発生する事をご理解いただける方
- ・この事業を利用する事で、日常生活の役に立つと認められる方

○事業でできない事

- ・契約行為（施設の入居契約等）、お金を運用する（ご本人のお金を増やす）など

◆お問い合わせ先 総務課 ☎23-5426



■障害のある人に対する相談支援（サービス等利用計画相談支援）

▶サービス等利用計画とは？

- ・障害のある人やご家族が希望する生活の実現、目標の達成にむけて作成する計画です。
- ・計画には、ご本人の希望や目標、支援方針、利用するサービスなどが記載されます。
※ご本人が計画書を作成することもできます。

▶障害のある人で下記のサービスを利用したい時に、ご相談ください。

- ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・生活介護 ・就労継続支援事業所A型またはB型
- ・家事援助（掃除、洗濯、調理、買い物）身体介護、通院等介助
- ・同行援護（視覚障害がある方の外出の付き添い）
※このサービスを利用するためには、受給者証が必要になります。

▶受給者証をもらうためには？

ご本人様が市役所の窓口で申請して頂くと、簡単な聞き取り調査があります。その後事業所へ相談に行き、サービス等利用計画書を作成してもらい、その書類が市役所へ提出された後、受給者証が発行され自宅に届きます。

▶なぜ、計画が必要なの？メリットは？

- ・障害のある人の希望に基づいたご本人中心の支援を受けることができます。
- ・作られた計画を基に関係機関（福祉、保健、医療、教育、就労等）がチームで支援することができます。

▶計画を作るための費用は？

- ・計画書の作成および相談は無料です。

◆お問い合わせ先 介護支援事業課 ☎23-2294

■ふれあい総合相談センター

※時間は、下記日程の午後1時～4時です。

相談種別	相談内容	担当者	電話番号	曜日	令和3年12月	令和4年1月	2月	3月
法律相談	身近な法律相談	司法書士	(予約制)	(月)	13日・20日	17日・24日	14日・21日	14日・28日
	法律に関わる相談	弁護士	(23)5426	(火)	14日・21日	11日・18日	8日・15日	8日・15日
生活相談	日常生活での困りごと等	民生児童委員	(相談員直通)	(水)	8日・15日 22日	12日・19日 26日	9日・16日	9日・16日 23日・30日
心配ごと相談	心配ごと・悩みごと等	民生児童委員	(23)2298	(金)	10日・24日	14日・28日	25日	11日・25日

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談となっています。

・自然災害等のため急遽中止・変更となる場合がございます。

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

〒635-0077 大和高田市池田418の1 総合福祉会館 ゆうゆうセンター内

TEL 0745-23-5426 FAX 0745-23-2298

ホームページ <http://takada-syakyu.com>